松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定 について

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 提 案 理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、松戸市立高等学校の授業料に関する規定を整備するため。

## 松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

松戸市立高等学校授業料等徴収条例(昭和50年松戸市条例第2号)の一部 を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(授業料等の額)

第2条 高等学校の授業料、入学料及び入学検査料(以下「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

区分	単位	金額
授業料	1月	9,900円
入学料	1回	5,650円
入学検査料	1回	2,200円

第3条第1項を次のように改める。

授業料は、次の表の左欄に掲げる月分を、同年の同表右欄に掲げる日まで に徴収するものとする。

4月分から6月分まで	6月20日
7月分から9月分まで	9月20日
10月分から12月分まで	12月20日
1月分から3月分まで	3月20日(修業年限の最終学年に
	あつては2月20日)

第3条第2項中「退学者又は転学者」を「退学した者又は他の学校へ転学した者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 留学又は休学を許可された者の授業料は、当該留学又は休学の期間の初日 の属する月の翌月分(当該留学又は休学の期間の初日が月の初日に当たると きは当該月分)から当該留学又は休学の期間の末日の属する月の前月分(当 該留学又は休学の期間の末日が月の末日に当たるときは当該月分)まで徴収 しないものとする。
  - 第3条に次の1項を加える。
- 4 他の学校から転入学した者の授業料は、転入学した日の属する月分からこ

れを徴収するものとする。

第4条中「高等学校」を「学校」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等(高等学校等就学支援金の 支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等 をいう。)に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の松戸市立高等学校に 係る授業料の徴収については、改正後の松戸市立高等学校授業料等徴収条例 の規定(第3条第1項を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。